

## 「浅間山麓景観育成重点地域景観計画（案）」に対し 県民の皆様からのご意見を募集します

御代田町が景観法第7条第1項で定める「景観行政団体」に移行し、町独自の景観計画を策定することに伴い、長野県で定めた「浅間山麓景観育成重点地域景観計画」から御代田町に係る区域を除くことが必要になりました。

つきましては、長野県景観条例第5条第2項の規定により、当該変更案について県民の皆様からご意見を募集します。

### 1 ご意見の募集期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月17日（月）まで

### 2 「浅間山麓景観育成重点地域景観計画」変更案

変更案については、長野県ホームページに掲載するとともに、都市・まちづくり課においても閲覧いただけます。

県ホームページURL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/202607public-comment.html>

### 3 ご意見の提出方法

上記ホームページに掲載している様式（任意でも可）をご使用のうえ、次のいずれかの方法によりご提出ください。なお、ご意見の内容を正確に把握するため、電話及び口頭では受け付けておりませんのでご了承下さい。

#### (1) 電子メール

keikan@pref.nagano.lg.jp

※ 件名に「浅間山麓景観育成重点地域景観計画（案）に対する意見」と記載してください。

#### (2) ファクシミリ

026-252-7315

#### (3) 郵送

〒380-8570（県庁専用郵便番号のため住所記載は不要）

長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係 あて

### 4 ご意見の取扱い

- ・お寄せいただきましたご意見に対する個別回答は行いませんが、後日、ご意見の概要及び県の考え方を県ホームページにて公表する予定です。
- ・提出様式にご記入いただく個人情報は、当該目的以外には一切使用いたしません。

#### ※景観行政団体とは

景観法（平成16年法律第110号）第7条第1項に基づき、良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体です。政令指定都市及び中核市が景観行政団体とされ、その他の区域においては都道府県がその役割を担いますが、市町村については、都道府県との協議により景観行政団体となることができます。

景観行政団体になると、景観法第8条に基づく「景観計画」を策定することができます。

確かな暮らしを守り、  
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

担 当 建設部都市・まちづくり課景観係  
小林、花岡

電 話 026-235-7348（直通）  
026-232-0111（代表）内線 3365

F A X 026-252-7315

E-mail keikan@pref.nagano.lg.jp